

令和 6 年 9 月 4 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月4日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 5 号 令和5年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第2号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第4号 令和5年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第5号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第11 認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定
- 日程第12 議 案 第 5 5 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 議 案 第 5 6 号 南知多町まちなみ景観条例の制定について
- 日程第14 議 案 第 5 7 号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 5 8 号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 案 第 5 9 号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 案 第 6 0 号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議 案 第 6 1 号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議 案 第 6 2 号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議 案 第 6 3 号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議 案 第 6 4 号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 請 願 第 3 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度

の堅持及び拡充を求める請願

日程第23 請願第4号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏子	2番	山本	優作
3番	鈴木	浩二	4番	片山	陽市
5番	小嶋	完作	6番	内田	保
7番	石垣	菊藏	8番	服部	光男
9番	藤井	満久	10番	吉原	一治
11番	榎戸	陵友	12番	石黒	充明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	大岩幹治	総務課長	坂口増和
防災交通課長	石黒俊光	税務課長	宮地利佳
企画財政課長	滝本功	建設経済部長	田中直之
建設課長	山本剛	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	奥川広康	水道課長	山下哲矢
厚生部長	相川和英	住民課長	山本有里
ふくし課長	山下忠仁	健康こども課長	鈴木和芳
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛資
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書	記	山下英将	

[ 開会 9時30分 ]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、南知多町議会9月定例会初日を迎えました。まだまだ残暑厳しい日々が続いております。町民の皆様方におかれましては、くれぐれも健康には御留意いただきたいと思っております。

さて、夏季オリンピック・パリ大会では、日本選手団は見事合計45個のメダルを獲得、海外開催のオリンピックとしては過去最高のメダル数となり、誇らしい成績を残してくれました。今大会も様々な競技が行われましたが、どの競技にも共通して大切なのは、日々の厳しいトレーニングと大舞台でのメンタルトレーニングの強さに感銘を受けました。オリンピックでの日本選手たちの姿から元気をももらった方も多いはずです。我々も日々の業務において、限界に挑戦する姿勢を忘れず、目標に向かって全力で取り組んでいきましょう。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和5年度南知多町決算審査報告書並びに令和5年度決算審査意見書を送付しております。

また、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。御承知おきください。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番、石垣菊蔵議員、8番、服部光男議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

---

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様にはおかれましては御出席賜り、深く感謝申し上げます。また、傍聴に来ていただきました皆様にも深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、第7次南知多町総合計画第4回の評価委員会の開催結果につきまして報告させていただきます。

第7次南知多町総合計画評価委員会は、行政と町民による施策評価と意見交換の場として、毎年度1回開催することとしており、4回目となる今年度は8月5日に開催いたしました。

評価委員会においては、総合計画に基づいて実施した施策の評価をいただくとともに、評価委員の皆様と職員によるグループワークを行いました。行政と町民による協働の取

組がうまくPRできていない、町政に若い世代の考え方も生かしてほしい、時代に合わせた新しい補助金を前向きに検討してほしいなど、たくさんの御意見を頂戴しました。

総合計画の将来イメージである「絆・選ばれる理由があるまち」を実現するため、いただいた御意見は、第4期アクションプランに反映し、町民満足度の向上、効果的かつ効率的な行財政運営に役立ててまいります。第4期アクションプランは、9月末の公表に向け作業を進めているところでございます。

次に、姉妹都市友好交流事業について報告させていただきます。

小学生による体験交流事業を通して、友好関係をさらに推進している長野県下諏訪町との友好交流事業は、今年で12年目を迎えました。8月6日と7日の2日間、下諏訪町の児童35人を本町に迎え、町内各小学校から参加した児童34人が海水浴やフィールドアスレチックなどの自然体験を通して交流することで、心を通わせ、強い絆を築くとともに、末永い友情を育んでいました。

今後も文化、スポーツ、教育、産業、観光、防災など幅広い分野における友好交流を継続的に行い、両町の発展のため、実りある関係構築を進めてまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告1件及び令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ17議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第5号の令和5年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、令和5年度の南知多町の各会計の決算認定であります。一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は149億1,970万82円、歳出は143億6,252万4,707円、歳入歳出差引額は5億5,717万5,375円であります。

水道事業会計の収益的支出額は、税込みで6億6,748万8,577円、資本的支出額は税込みで2億4,991万9,764円であります。

また、漁業集落排水事業会計の収益的支出額は、税込みで1億3,221万5,830円、資本的支出額は税込みで6,031万4,949円であります。内容につきましては、住民福祉の維持向上を目指して各種施策を実施したものであります。

議案第55号の愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第56号の南知多町まちなみ景観条例の制定につきましては、景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、「景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくる」を景観形成の理念とした魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第57号の南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第58号の南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料及び手数料の見直しに関する方針に基づき、証明、閲覧など関係手数料の見直しを行うため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第59号の南知多町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料及び手数料の見直しに関する方針に基づき、公の施設の使用料の見直しを行うため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第60号は、令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,659万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,276万2,000円とするものであります。

議案第61号は、令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,407万3,000円とするものであります。

議案第62号は、令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であ

ります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,295万5,000円とするものであります。

議案第63号は、令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,179万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,779万1,000円とするものであります。

議案第64号は、令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的収入の予定額に80万円を追加し1億4,265万9,000円に、資本的収入の予定額に880万円を追加し5,308万1,000円に、また資本的支出の予定額に880万円を追加し7,094万3,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

#### 日程第4 報告第5号 令和5年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第5号 令和5年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

#### ○総務部長（大岩幹治君）

それでは、報告第5号 令和5年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を申し上げます。

データの4ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて

報告をするものであります。

下段の表を御覧ください。

まず、健全化判断比率は自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4つの指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられています。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比率がパーセントで表示されます。

健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっていますので、横棒のバーで表示しています。

次の実質公債費比率は6.7%、将来負担比率は66%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられています。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。水道事業会計及び漁業集落排水事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しています。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって報告を終わります。

---

**日程第5 認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第5、認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案

理由の説明をいたします。

令和5年度の歳入決算額は91億4,747万円で、前年度に比較いたしまして5億9,649万2,000円、7.0%の増額に、また歳出決算額は87億801万2,000円で、前年度と比較いたしまして5億6,881万円、7.0%の増額となり、実質収支額は4億2,491万8,000円となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や物価高騰による経済対策につきましては、町民の皆様や町内事業者の御協力を得ながら、効果的な施策を展開することができました。

また、第7次南知多町総合計画の将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現のため、3つの重点政策である子育て支援と教育の充実、産業の活性化と雇用の確保、定住支援に取り組みました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

また、議案質疑確認書は事前に送付していますので、同様の質疑をされないように留意してください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、一般会計歳入歳出決算認定についての質疑をさせていただきます。全部で11点ありますが、よろしく願いいたします。最後はちょっと長いですが、よろしく願いします。

まず1点目ですが、町民税の不納欠損の問題です。個人分が約338万円、法人分が約224万円それぞれ出ております。この件数と主な理由は何なのか。

2点目です。

同じく町民税の個人約416万円と法人の約41万円が減免課税分で収入未済額になっております。これはどんな取組をして回収していただくつもりなのか、また見直しはある

のか。

3点目ですが、南知多町公共施設再配置計画の委託料が943万8,000円でした。計画の委託先はどこで、またこの計画への国・県からの補助金はどれぐらいあったのか。

4点目です。

令和5年度の滞納整理機構への移管件数は69件で2,439万1,931円でした。そのうち何件の滞納が解決され、何件が残っているのか、69件中差押えは何件あったのか、また機構に送る前の町独自の滞納者への納付相談や指導はどのようにされていたのか。

5点目です。

徴税費の不用額について確認いたします。2項の徴税費の不用額が873万510円であり、そのうち税総務費が523万8,919円です。賦課徴収費が349万1,591円もあります。なぜこのような不用額が出たのか。これだけの不用額があるならば、会計年度任用職員を1名増やしてでも、税務課のいわゆる徴収業務の負担の軽減で、町民への安心したサービスがもっとできたのではないのでしょうか。

6点目、商工費の関係です。

7款商工費の不用額も931万6,498円あります。なぜこのような不用額が発生しているのか。特に商工振興費が約360万円、負担金、補助及び交付金が約350万円が不用額となっております。産業まつりや商工振興業で、それぞれをもっと盛り上げるための支出がもっと考えられたのではないのか。

7点目です。

労働安全衛生法に基づく役場職員の客観的な労働時間は正確に把握されていますでしょうか。そして、産業医が入った安全衛生委員会に役場労働者の長時間労働の実態を提出し、毎月の安全衛生委員会で話し合われているのでしょうか。また、令和5年度は産業医による面接指導の対象者は何人であり、現在うつ病等の精神疾患による休職者数、離職者数及び職場復帰者数は何人であったのか。

8点目です。

消防費が1,814万円の不用額は、ちょっと多過ぎると感じました。特に、需用費や報償費が大きいけどどのような考えを持っているのでしょうか。このような多額の不用額を用意しておく必要があったのでしょうか。

9点目、県森林協会負担金は昨年96万円でした。今年は82万1,000円です。他市町では、1万円とも、今年6万5,000円に上がったとも聞いておりますが、そういう例も聞

いております。それにしても多いです。森林協会のホームページを見てみましたが、予算も決算もありません。この負担金82万1,000円の積算根拠を示してほしいです。また、この負担金は昨年、南知多町に何の特典があり、どのような研修や緑化推進のための意味ある負担金であったのか、具体的に示してください。

10点目、電算管理費の不用額も710万円も発生しております。その中で、委託費が565万円あるとしております。どこか委託する予定があったのでしょうか。

最後です。11点目、昨年、総務省は会計年度任用職員の給与改定で、次のように遡及適用するように求めておりました。常勤職員は、給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、当該の常勤職員の給与の改定に関わる取扱いに準じて改定することを基本として、遡及改定を基本と明記されました。しかし、南知多町では実施していません。

昨年8月7日、人事院勧告では、非常勤職員の給与として、本年4月、常勤職員の給与に改定する取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定する旨を非常勤職員の給与に関する指針として追加し、指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導された。この給与改定で、人事院勧告については、総務省は昨年5月2日に給与能率推進室長の通知を出し、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与に改定に関わる取扱いに準じて改定することを基本として、遡及適用を基本と明記しました。

さらに、これらの改定の財源措置についても、総務省は、昨年、令和5年度補正予算に伴う対応等については11月10日発出です。国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担分及び地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部を措置するため、令和5年度の地方交付税を2,591億円増額交付すると明記しました。遡及適用とは、人事院勧告で給与などが改定された場合、その実施を4月からとする場合、4月に遡って給与などを支給することをいいます。

昨年、南知多町でもこの人事院勧告に従って、常勤職員については遡及適用されました。非常勤職員（会計年度任用職員）には遡及適用されませんでした。これは、明らかに昨年の5月2日の総務省通知に反しております。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定で閣議決定した際、総務省は総務副大臣通知（10月20日通知）でも同様に遡及改定を基本として適切に対処することを強調しております。

以上のように、総務省は、会計年度任用職員の給与改定について、常勤職員と同様に

4月に遡って適用するように求め、補正予算でも財源確保をしております。南知多町においては、繰り返しますが、会計年度任用職員の給与改定、遡及適用はしておりません。

以下、質問します。

1つ目、遡及適用するために、南知多町に交付された国からの臨時経済対策費とする地方交付税は幾ら来ているのか。

2つ目、交付された臨時経済対策費は何に使ったのか。

3つ目、会計年度任用職員で、本来4月遡及適用されるべき南知多町の会計年度任用職員数は何人か。

4つ目、今年度内に、昨年の2023年4月からの遡及分の差額支給を実施すべきと考えるが、どうか。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

税務課長。

○税務課長（宮地利佳君）

内田議員からの一般会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課分について御答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、個人の町民税の不納欠損は23人分で、死亡や行方不明によるものが主な理由です。法人町民税の不納欠損は9件分で、既に解散しており実態がないというのが主な理由です。

次に、2番の今後の回収の具体的な取組につきましては、納期ごとの督促状のほか、年2回催告書を送付しまして納付をお願いし、それでも納付されない場合は、預貯金の差押えなどの滞納処分を行い、収入未済額の解消に努めてまいります。

次に、4番につきましては、滞納整理機構に移管した69件のうち42件が解決され、27件の滞納額が残りました。そのうち、差押えを実施したのは4件であります。

滞納整理機構へ送る前には、滞納者に対しまして具体的な理由を聞き取り、滞納者の個々の事情を考慮することで、早期に滞納が解消されるよう柔軟な対応に努めており、分納などの相談にも応じております。

次に、5番につきましては、税務総務費の不用額について、主な理由としましては、職員手当等の残や町税等還付金の残になります。それから、徴収費の不用額につきまして

は、特別徴収税額通知電子化対応システム改修業務委託料、土地家屋管理図補正業務委託料などの委託料で、業務内容の減少等によりまして減額となったものであります。いずれも当初予算の時点では必要と見込んだものであります。以上になります。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

続きまして、企画財政課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号3番につきましては、計画の委託先は日本工営都市空間株式会社でございます。

本計画の策定に対しての国及び県からの補助金はなく、全額町費でございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号6番につきましては、7款商工費の不用額931万6,498円のうち、不用額が大きい主な事業は、小規模企業等振興資金信用保証料補助金の残120万2,000円、地域応援クーポン券交付金の残197万8,000円、渚の交番プロジェクト関連事業補助金の残200万円であります。

不用額が発生した理由につきましては、小規模企業等振興資金信用保証料補助金は、事業者に対するコロナ関連の有利な借入れが徐々に廃止されている状況を鑑みまして、小規模企業等振興資金の借入れの増加を見込みましたが、執行率は60.1%にとどまったものであります。

地域応援クーポン券交付金は、クーポン券利用率96.8%の未利用分でございます。

渚の交番プロジェクト関連事業補助金は、渚の交番の採択を目指し、関連事業である海と日本プロジェクトのソフト事業の実施を計画していましたが、結果、未実施となったことによる不用額であります。

今後も引き続き、予算編成時に十分精査を行い、効率的な予算計上を行うとともに、執行率の向上を目指した事業の取組方をより一層意識しながら進めてまいります。

続きまして、通告書番号9番につきましては、県森林協会負担金は一般会費と前々年

度の治山、林道、造林に係る事業費を各負担率から算出した額で決定いたします。

令和5年度の負担金82万1,000円の内訳は、一般会費として1万円、令和3年度の治山事業費により算出された負担金81万1,000円からなっております。また、事業負担金81万1,000円の積算基礎は、令和3年度治山事業費1億2,849万2,000円に負担率及び調整率を乗じたものでございます。

協会の主な活動としましては、土木技術講習会などの開催や木材利用の需要拡大及びPR、親子木工教室などのイベントのほか、治山事業をはじめとして、あいち森と緑づくり事業など、様々な事業推進のため、国や県に要望活動を行っております。

本町は、知多管内で山地災害の危険地区が一番多く、森林協会の要望活動等により事業予算が確保されやすくなっており、公共施設や人家等の山地災害防止の早期対策に必要なものと考えております。

#### ○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

#### ○総務課長（坂口増和君）

続きまして、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号7番につきましては、グループウェアのタイムカード機能により、労働時間及び時間外勤務命令の時間で毎月の長時間労働の把握を行っているところであります。

衛生委員会については、原則、毎月開催しており、労働安全衛生法に定める医師の面接指導が必要な月に80時間を超える時間外勤務があった職員の有無を毎回報告しております。

令和5年度に労働安全衛生法に定める医師の面接指導が必要な月に80時間を超える時間外勤務があった職員はゼロ人でありました。また、産業医の面接指導は、メンタル不全者等の3人に延べ7回実施しております。

なお、令和5年度にうつ病等の精神疾患による休職者数は4名で、うち2名が離職しており、2名は現在復職しております。

次に、10番につきましては、議員御指摘のとおり、電算管理費において不用額約715万円が発生し、その中でも委託料が約565万円の大きな不用額となっております。

その委託料の不用額が発生した主な理由としては、標準化システム導入に係る調査分析等業務委託料約554万円の予算を未執行としたこと、また総合住民情報システム機器リース業務委託の入札残約98万円が生じたことによるものであります。

標準化システム導入に係る調査分析等業務委託料を未執行とした理由は、国が示す基幹業務システムの標準仕様書の内容が度重なる変更があり、本委託業務の仕様書の精査、見直しが必要となり、年度内の完了が困難となりましたので、5年度の執行を見送ったためであります。なお、当該費用につきましては、さきの6月議会補正予算において措置し、年度内に完了する見込みとなっております。

次に、11番につきまして、まず1点目、2点目の質問に対し、一括で答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、令和5年度の普通交付税臨時経済対策費において、会計年度任用職員を含んだ地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部が交付されました。その交付額は3,592万9,000円であります。交付された臨時経済対策費の用途としましては、一般財源として町政運営に使用したものであります。

次に、3点目につきまして、令和5年4月から12月までに報酬を支給した職員は延べ152人でありました。

続きまして、4点目につきまして、2023年4月からの遡及適用を行い差額支給すべきということですが、仮に差額支給をする場合、本町の会計年度任用職員は扶養の範囲内で働いている方が多いことから、扶養を外れてしまうなど影響が大きいと考えますので、実施する予定はございません。しかしながら、議員御指摘の国からの関係通知などは承知しているところでございますので、つきましては今年度、近隣町の実施状況を踏まえつつ、差額支給の方法などを研究し、令和7年4月から遡及による差額支給ができるように適切に対応してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

防災交通課長。

○防災交通課長（石黒俊光君）

最後に、防災交通課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号8番につきましては、主な不用額のうち、1目常備消防費の不用額190万4,000円は知多南部消防組合分担金です。

次に、2目非常備消防費において、5節災害補償費の不用額100万円は、消防団員の公務災害補償の支払いがなかったものです。7節報償費の不用額258万6,000円は、消防団員の操法大会・観閲式の訓練報償、緊急出動やそのほか訓練報償などの残で、消防操法大会の出場チーム2チームの減少と消防団員の訓練出動が少なかったものです。10節

需用費の不用額108万8,000円は、主に消防詰所等の電気料金の予算残で、予算の編成時において電気料金の高騰を見込み、多めに予算の計上をしたものが残ったものであります。

次に、3目消防施設費において、18節負担金、補助及び交付金の不用額313万1,000円は、消火栓の負担金の予算残で、新設改良工事において予定していた1か所が用地に支障が生じたため実施できなくなったもの。もう一つは愛知県の防潮壁新設工事が遅れたため、その消火栓移設の補償工事が実施できなくなったものであります。

次に、4目災害対策費において、7節報償費の不用額114万8,000円は、消防団員の台風等災害警備報償等の残です。台風と災害が少なく、消防団員の出場が少なかったことにより予算が残ったものであります。10節需用費の不用額169万5,000円は、主に防災センター等の電気料金の予算残で、電気料金の高騰を見込み、多めに予算の計上をしたものが残ったものであります。

以上のように、9款消防費の不用額は、4つの予算の目、その下の12個の予算事業の予算の節のそれぞれの不用額が積み上がって、消防費の不用額となっています。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございました。大体分かりました。

私からの提案です。

今年は不用額について一遍研究してみようと思って、多くの款にわたって質問したわけですが、美浜町は不用額調書というのを発行して50万円以上の不用額が生じた理由ということで調書を作っているようです。南知多町においても、私が質問をしなくてもいいような形にするために使い残した不用額については何に、どうだったのかということ、概要でいいので、やはり出すことが必要ではないか、これが1点目。

2点目ですが、会計年度任用職員の給与改定は、今年も人事院によって改定される予定です。もう既に50円の値上げ、最低賃金が1,077円です。やはりそれぞれの人事院の勧告に従ったような形での、いろんな103万円の壁だとか、130万円の壁という問題はありますけど、それは労働者と話し合えばいいわけで、実際に多くの職員は、賃金を上げ

てほしい、これはやっぱり国民的な関係なんですよ。なので、やはり賃金を上げるために令和6年度からも実施すべきと考えますが、いかがですか。2点、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

まず、1点目の不用額についてでございます。

実際、内部でも、この決算認定を行っていただく前に、監査委員によります決算審査というものを行っております。その際につきましては、各担当課からそれぞれ節ごとで50万円を超えるようなものについては、調査票を出していただいて、内部的にはそういったものをつくっておりますが、外に出しておりません。そういったものは既につくっておりますというところだけお答えをさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

会計年度任用職員、今年度からの遡及適用というところでございますけれども、まず令和6年度任用時に、また勤務条件、報酬単価、また勤勉・期末手当の割合などを通知しているため、今年度は考えておりません。

先ほども答弁いたしました、本町においては扶養の範囲内で働いている職員も多いため、影響が多いというところで実施は考えておりません。

なお、本町の会計年度任用職員、扶養の範囲内で勤務している職員につきましては、令和5年度の実績でございますが、152人中94人ということで、割合でいうと61.8%でございました。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

議案質疑確認書を提出いたしました。いろいろな答弁をしていただきまして、ありがとうございます。その中で、6番のところ、3点だけ教えてください。

この負担金は、美浜町、武豊町も同額かということがまず1つ目、2つ目に5年分と

ありますけれども、忘れていたのか、それとも勘違いしていたのか、また途中で制度が変わったのかということと、3つ目が本町だけではなくて、美浜町、武豊町も消費税分を新たに負担したのかと、この3点を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（山下忠仁君）

この負担金に関しましては、3町ともに補正予算で提示してございます。

忘れていたのかということではなく、消費税に関しまして、書いてあるとおりでございますが、遡及で適用したということになりまして、5年分委託料の中で消費税が生じたということで、その分を業者のほうで払った分を負担金として払っております。

3町とも、この負担金は増額してございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第6 認定議案第2号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定**

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、認定議案第2号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 令和5年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につき

まして、提案理由の説明をいたします。

令和5年度末の国民健康保険の加入者は5,183人で、その加入割合は町の人口の32.9%であります。令和5年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額が38万1,198円で、前年度に比較いたしまして4万461円、11.9%増加しました。また、1件当たりの費用額は2万7,304円で、前年度に比較いたしまして2,512円、10.1%増加しました。

令和5年度の歳入決算額は27億6,175万8,000円で、前年度に比較いたしまして4,173万1,000円、1.5%の増額となりました。また、歳出決算額は27億5,167万1,000円で、前年度に比較いたしまして5,446万3,000円、2.0%の増額となり、歳入歳出差引額は1,008万7,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、市町村は保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届出の窓口受付を担当いたしております。

令和5年度末の被保険者数は3,748人で、その加入割合は町の人口の23.8%であります。

歳入の主なものは、保険料2億3,602万5,000円、歳出の主なものは広域連合納付金3億314万5,000円であります。

令和5年度の歳入決算額は3億1,323万円で、前年度に比較いたしまして878万7,000円、2.9%の増額となりました。また、歳出決算額は3億677万3,000円で、前年度に比較いたしまして478万3,000円、1.6%の増額となり、歳入歳出差引額は645万7,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に

付託することに決定しました。

---

**日程第 8 認定議案第 4 号 令和 5 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第 8、認定議案第 4 号 令和 5 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

それでは、認定議案第 4 号 令和 5 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。

令和 5 年度末の第 1 号被保険者数は 6,455 人で、要介護・要支援認定者数は 997 人です。

また、令和 6 年 3 月利用分の居宅介護サービス受給者数は 560 人、地域密着型サービス受給者数は 133 人、施設介護サービス受給者数は 199 人となっており、その年間保険給付費は 17 億 6,140 万 3,000 円となりました。

その結果、令和 5 年度の歳入決算額は 20 億 3,164 万 7,000 円で、前年度に比較いたしまして 4,343 万 7,000 円、2.1%の減額となりました。また、歳出決算額は 19 億 4,038 万 7,000 円で、前年度に比較いたしまして 6,730 万 7,000 円、3.4%の減額となりました。歳入歳出差引額は 9,126 万円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[ 休憩 10時30分 ]

[ 再開 10時40分 ]

**○議長（鈴木浩二君）**

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

**日程第9 認定議案第5号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第9、認定議案第5号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第5号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営を行う特別会計であります。令和6年度より一般会計において行っている師崎港観光センター周辺整備運営事業に駐車場事業を統合することに伴い、令和5年度末をもって当該特別会計及び師崎港駐車場事業基金を廃止いたしました。

その結果、令和5年度の歳入決算額は6億6,559万3,000円、歳出決算額は6億5,568万2,000円で、歳入歳出差引額は991万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基

づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

総務管理費の不用額が約63万円、施設管理費の不用額が113万円発生しております。

この理由をお答えください。

全体として、師崎港駐車場の会計は黒字会計にしておって、今後皆さんにしっかり使っていただけるような、そういうふうな予算になっていると思いますが、この発生額、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

内田議員からの師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、産業振興課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、総務管理費の不用額の主なものは消耗品で、新立体駐車場建設が予定されていたことに伴い、駐車券やレシートの在庫等を整理し、消耗品の購入を控えたためであります。

次に、施設管理費の不用額の主なものは、光熱水費の残39万6,000円と駐車場管理委託料28万9,000円であります。不用額が発生した要因につきましては、光熱水費は電気代の高騰を鑑みまして、当初予算を多く計上したことであります。また、駐車場管理委託料につきましては、繁忙期に名鉄海上観光船株式会社が行う師崎港内の交通整理の日数が当初の予定より少なかったことによるものであります。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第10 認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定

### ○議長（鈴木浩二君）

日程第10、認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設・設備の維持管理などに取り組み、管路の耐震化も図りました。

令和5年度末の給水戸数は8,095戸、給水人口は1万5,962人であります。また、年間総給水量は、前年度比0.7%増の293万2,000立方メートルとなっています。なお、年間総有収水量は245万9,000立方メートルで、年間総給水量に対する有収率は前年度より1.42%下がり、83.89%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入6億4,828万5,000円に対しまして、支出6億2,842万1,000円となり、差引き1,986万5,000円の純利益となりました。なお、1,000円未満を四捨五入しているため、端数が一致しない場合がありますので御了承ください。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入3,535万3,000円に対しまして、支出は2億4,992万円となり、その不足額2億1,456万7,000円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の令和5年度末残高は5億466万7,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、南知多町水道事業会計決算について、2点だけ質問いたします。

今、町長さんも言われましたけれど、年間の有収率が昨年よりも1.42%下がっており、83.89になったというこの主な理由は何でしょうか、これが1点目。

2点目ですが、収益的支出で、水道事業の営業費用で2,035万139円が不用額、資本的支出で、建設改良費では2,463万8,812円が不用額となっております。この理由を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

水道課長。

○水道課長（山下哲矢君）

それでは、内田議員からの南知多町水道事業会計決算に関する御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号1番につきましては、収益的支出の不用額について、水道施設維持修繕費が約622万円、配水池・ポンプ場電気料が約236万円、漏水調査業務委託をはじめ、委託料の請負残が約214万円、取替量水器に係る費用が約192万円、県営水道受水費が約151万円、その他は人件費等となります。

建設改良費支出の不用額につきましては、建設改良工事の請負残が約959万円、配水管支障移転工事实設計業務委託の未実施分によるものが約413万円であります。

次に、2番につきましては、有収率が1.42ポイント下がった理由につきましては、佐久島海底送水管海底部での漏水をはじめ、34件の漏水が発生したことが原因であると考

えています。

佐久島海底送水管海底部での漏水については、今年度8月に海底部調査を行い、漏水箇所を特定いたしました。今後、西尾市と調整し対処していく予定であります。

また、その他の漏水については、配水池ごとに夜間最低流量が増加しているエリアを特定し、漏水調査に取り組んで有収率の向上を目指してまいります。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

**○議長（鈴木浩二君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第11 認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第11、認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本町の漁業集落排水事業は、日間賀島地区漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を行うものであります。

また、本会計について、令和5年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、地方公営企業会計へ移行いたしました。

令和5年度末の接続世帯数は757件、接続人口は1,630人であります。また、年間総排

水量は前年度比23.11%増の25万7,643立方メートルとなっています。なお、年間総有収水量は20万5,949立方メートルで、前年度より2.26ポイント下がりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入1億3,706万1,000円に対しまして、支出1億2,981万2,000円となり、差引き724万9,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入5,399万6,000円に対しまして、支出は6,031万5,000円となり、その不足額631万9,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の令和5年度末残高は724万9,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、漁業集落排水事業会計決算について質問いたします。2点質問いたします。先ほど町長からもお話がありましたけれど、1点目、年間総有収水量が2.26%減少しております。これはどのような理由によるものなのか、また今後の対策は何か考えられておられるのか。

それから、2点目です。

令和5年度から地方公営企業会計へ移行して初めての決算報告です。公営企業会計に移行してみて、そのメリットやデメリットは何であると率直に考えておられるのか、そこをお知らせください。以上です。

**○議長（鈴木浩二君）**

水道課長。

**○水道課長（山下哲矢君）**

それでは、内田議員からの南知多町漁業集落排水事業会計決算に関する御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

通告書番号1番につきましては、当年度は計測機器が故障していた期間があったため、前年度と比較し、年間総排水量が増加したにもかかわらず、年間総有収水量が減少となる結果となりました。令和6年2月に計測機器の修理を実施したことから、今後は適正な数値を計測することができると思います。

なお、年間総有収水量を上昇させるためには、日間賀島民の人口及び観光客等が増加すれば年間総排水量が増えるため、それに比例し年間総有収水量が増えると考えています。

次に、2番につきましては、メリットとして経営状況が明確となり、その分析を通じて将来の経営計画が策定できることや、適正な財務管理が可能となるため、老朽化対策などの適正な対応と資金調達の必要性が明確にできました。デメリットとしては、地方公営企業は、その事業に関する取引について、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならないことから、複式簿記等の知識が必要となり、会計担当職員に負担がかかることとなります。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

**○議長（鈴木浩二君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第12 議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第12、議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（相川和英君）**

それでは、議案第55号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

239ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由につきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決の必要があるからであります。

2の提案の内容につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴う改正で、別表第1関係であります。

3の施行期日につきましては、令和6年12月2日から施行するものであります。

次のページに新旧対照表を添付していますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質問をいたします。

この規約の変更は、国民も患者も医療機関も望んでいないマイナンバー保険証を強行に導入するための変更であり、基本的にこの変更は認められないという立場を表明し、以下、質問いたします。

1点目、被保険者証と資格証の引渡しの返還をやめるものであります。しかし、12月2日を過ぎても来年7月31日まで被保険者証が使えます。有効期限が残っている保険証をなぜ返還させる事務をなくすのか。死亡時など、不正な理由が起きないでしょうか。

2点目、資格確認書を新たに創設しておりますが、今の保険証を残せばいいだけで、

全く無駄な仕組みです。この資格確認書にするシステム導入のために国から幾ら来ているのでしょうか。

3点目、マイナンバーカードを持っている人で資格確認書が欲しい場合はどうすればいいですか。

4点目、要介護高齢者や障害者等の要配慮者は、申請すればマイナ保険証を持っていても資格確認書は交付されることは間違いありませんか。

5点目、後期高齢者は3,738人で、マイナ保険証登録者は2,217人で59.3%しかありません。国民健康保険のマイナ保険者登録数も63%ありますが、4月最初は実際のマイナ保険証の利用率は3.9%しかありません。後期高齢者も多分同じだろうと考えます。つまり、多くの資格確認書が必要となると思われます。マイナ保険証のみにしようとする考えは、高齢者が多い中で医療に混乱が起きると考えませんか。

以上、5点お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

内田議員の御質問に順にお答えさせていただきます。

1点目の御質問につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合が厚生労働省に確認いたしましたところ、改正後の資格確認書等には現行の被保険者証も含まれるとのことでした。

2点目の御質問について、後期高齢者医療保険については、南知多町のシステム改修はございません。

3点目の御質問につきましては、マイナ保険証をお持ちの方には原則資格確認書を発行できませんが、マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方、介助者等の第三者が要配慮者に同行し、資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方には申請により発行いたします。

4点目の御質問について、国の通知によると、議員のおっしゃるとおりでございます。

最後に、5点目の御質問につきましては、それぞれの医療機関におきまして準備を進めていただいているものと思っております。以上でございます。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第55号に対する討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、電子採決により行います。

これより議案第55号の件を採決します。採決システムを起動します。

本件に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成9人、反対2人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定について

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

#### ○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

255ページ、制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由であります。

景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し、必要な事項を定めることにより、「景観で絆を育む、景観で選ばれる理由をつくる」を景観形成の理念とした魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与するため、条例を制定する必要があるからでございます。

2の制定の主な内容は、(1)景観計画への適合に関する規定といたしましては、ア、町長は、景観法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとするもので、第7条関係でございます。

イ、景観法またはこの条例に条例の規定に基づく届出をしようとする者は、当該届出に係る行為を景観計画に適合させなければならないとするもので、第8条関係でございます。

(2)事前協議に関する規定といたしましては、ア、景観法の規定により届出を行う者は、当該届出を行う前に、当該届出に関する事項について町長に協議しなければならないとするもので、第10条関係でございます。

イ、町長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとするもので、第10条関係でございます。

(3)助言または指導に関する規定といたしましては、町長は、事前協議または届出を行った者に対し、景観計画に定める事項に適合するよう必要な助言または指導をすることができるものとするもので、第13条関係でございます。

(4)勧告及び命令の手續等といたしましては、町長は、景観法の規定による勧告または命令（以下「勧告等」という）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞くことができるものとするもので、第16条関係でございます。

次の256ページを御覧ください。

(5)勧告等に従わない場合の措置に関する規定といたしましては、町長は、勧告等を受けた者が、正当な理由なくこれに従わないときは、氏名、住所等を公表することができるものとするもので、第17条関係でございます。

(6)景観重要建造物の指定等の手續といたしましては、ア、町長は、景観法の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないとするもので、第18条関係でございます。

イ、町長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとするもので、第18条関係でございます。

(7)景観重要樹木の指定等の手続といたしましては、ア、町長は、景観法の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないとするもので、第20条関係でございます。

イ、町長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとするもので、第20条関係でございます。

(8)審議会の設置に関する規定といたしましては、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査及び審議するため、まちなみ景観審議会を置くとするもので、第25条関係でございます。

次に、3の施行期日等であります。

(1)の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

(2)準備行為としまして、第10条の規定による事前協議、第13条の規定による事前協議に係る助言または指導その他必要な準備行為及び第26条第2項の規定による委員の任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとしてございます。

(3)経過措置としまして、次のページにもわたりますけれども、第3章（行為の届出に関する事項等）の規定は、令和7年5月2日以後に着手する行為について適用するものとしてございます。

(4)南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、まちなみ景観審議会委員及びまちなみ景観アドバイザー報酬を日額6,300円とする一部改正を行うものとしてございます。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定について3点お聞きします。全員協議会でも少しお聞きしましたので、ちょっとよくまだ分からないところだけ質問をいたします。

1つ目、第9条、景観重点地区を定めるというふうになっております。どのようにして定めていくのか、またその場合は資金的な援助をもう既にこれは想定するものであると、そういうふうを考えてよろしいでしょうか。

2つ目、第11条で、高さが10メートルを超える広告物を規制しております。どのようにこれを周知するのでしょうか。秘密のうちに造ってしまったりだとか、そういうこともひょっとしてあるのではないかというふうに思いまして、ちょっと懸念します。

それから3つ目、第6条の事業者に対しての景観形成の積極的努力と義務がうたわれております。これは、事業者に対してどのように周知するつもりでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からいただきました3点の御質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の御質問でございます。

条例9条におきまして、歴史的景観を有するなど、特に景観重点地区として指定することができるとしております。条例制定後、まずは重点地区の候補となる地区を検討するための調査を行うこととなります。重点地区を指定するときには、地区の住民や土地所有者等の利害関係人の同意が必要不可欠となりますので、あらかじめ重点地区を指定しようとする地区の住民及び利害関係人の意見を聞くこととしております。加えまして、今後設置いたします南知多町まちなみ景観審議会の意見を聞くこととしてございます。

また、資金的な援助につきましては、条例第23条におきまして、まちなみ景観審議会の意見を聞いた上で、補助金の交付や技術的支援ができるものとしてございます。

2つ目の御質問でございますが、どのように広告物の規制について周知していくかということでございますが、条例可決後、令和7年4月1日の施行日までまだ期間がございますので、町広報紙や町ホームページにおきまして周知をしていきたいと考えています。また、愛知県屋外広告物条例に係る届出の必要につきましても、愛知県公園緑地課と連携を密にいたしまして周知を図ってまいります。

3つ目の御質問でございます。

事業者に対しての景観形成の積極的努力と義務をどう周知していくのかという問いでございますが、条例第6条に事業者の責務についてを明記したものでございまして、事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域の景観に与える影響を認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならないものと定めておりますので、これも同じになってしまうんですが、町広報紙や町ホームページで周知する以外にも、南知多町まちなみ景観条例に定める届出の提出時におきまして、良好な景観形成のための説明を事業者に対して行っています。以上でございます。

**○議長（鈴木浩二君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14 議案第57号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第14、議案第57号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（相川和英君）**

それでは、議案第57号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

260ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由につきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から国民健康保

険被保険者証が廃止されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容につきまして、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定の削除で、第11条関係であります。

3、(1)の施行期日につきましては、令和6年12月2日から施行するものであります。

(2)の経過措置につきましては、改正後の南知多町国民健康保険条例第11条の規定は、施行期日以後に適用し、施行期日前日までの行為及び施行期日前日までに交付した被保険者証の返還については、なお従前の例によるものとするものであります。

次のページに新旧対照表を添付していますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第15、議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（大岩幹治君）**

それでは、議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案

理由の御説明を申し上げます。

データの265ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料及び手数料の見直しに関する方針に基づき、証明、閲覧等関係手数料の見直しを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)手数料を徴収しない対象の追加で、第6条関係であります。

(2)証明、閲覧等関係手数料の改定で、別表第1関係であります。

3の施行期日は、令和7年4月1日であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページ以降に添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、南知多町手数料条例の一部を改正する条例について質問いたします。

印鑑登録証明書や住民票発行、身分証明書発行、様々な閲覧などの手数料は公共料金です。受益者負担審議するのは正しくありません。公共料金として生活し、生きていく上で必要な手続であり、できる限り誰でも利用する定額が好ましいと考えます。

まず1点目、約100円上げるわけですが、この手数料条例を変えるために、議会に提出する前の審議会等が行われたのか。行われたなら、いつ、何回行われたのか、誰が何人参加している審議会なのか、教えてください。

2点目、受益者負担の適正化を図るとしてありますが、公共料金としての認識と立場を前面に出すべきではありませんか。誰でも使いやすい値段が必要です。知多のほかの町の住民票の交付をホームページ等で調べてみたところ、300円にするところはほぼないですね。200円です。南知多町は、なぜ100円上げて300円としたのか、他市町と比べ

て比較検討したのか、そこら辺のところの審議会との関連ですけれど、教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

まず、1点目の御質問です。

審議会等は開催をしたのかということですが、この審議会等については開催をしておりません。

そして、2点目の御質問です。

他の市町との比較を行ったのかということですが、管内の5市5町についても300円にしている市町が実際ありまして、県内でも幾つかはあります。そういった状況を踏まえて、今回100円の増額をさせてもらったものでございます。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

審議会を開いていないということは、全く町長部局のレベルで200円を300円にすればいいという提案で来ているのかということが、これが1点。

もう一つは、他市町との比較ですけど、やっぱり知多半島の他市町を比較してください。200円ですよ。300円にしておりません。なので、知多半島の他市町の状況についてはしっかり確認されたのか、もう一回お答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

できましたら、暫時休憩でお願いします。それから、後ほどという回答をできたらお願いしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

どうしますか、暫時休憩でよろしいですか。それともすぐ答えられますか。

○企画財政課長（滝本 功君）

後ほどお答えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

ということでございます。

では、5分の暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

〔 休憩 11時25分 〕

〔 再開 11時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本議会を再開いたします。

それでは、答弁のほうはよろしいですか。

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは失礼いたします。

先ほどの内田議員からの御質問で、管内の5市5町の手数料について300円のところが無いのではないかという御質問だったんですけれども……。

（「町」と呼ぶ者あり）

町ではございません。他の4町ではないです。5市5町の中で見ますと、大府市が平成30年から、知多市が令和6年4月から300円に引き上げておりますので、その状況を見まして、今回引上げを行うということでございます。

なお、審議会につきましては、町に今そういった審議会がないということと、審議会を開いて議論する要件がないものですから開いてはいないということでございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの275ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料及び手数料の見直しに関する方針に基づき、公の施設の使用料の見直しを行うため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、社会教育施設及び体育施設関係の使用料改定で、別表第4関係であります。

3の施行期日等ですが、(1)の施行期日は令和7年4月1日であります。

(2)の経過措置としまして、この条例による改正後の南知多町使用料条例別表第4の規定は、この条例の施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例によるものであります。

改正条文の新旧対照表が次のページ以降に添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、使用料条例の一部を改正する条例について、気になる点もありますので、

質問いたします。

これも手数料条例の改正と同じく、住民サービスの基本であり、公共料金です。一部で安く利便性を図っておる事例もあります。例えば、大井公民館などは1,020円を500円にする。これはありがたいことですね。非常に利便性を図っている事例もありますけれど、約2倍以上の引上げの事例も多く見られます。なので、以下質問いたします。

まず1点目、これも使用料の引上げは、先ほどの議会に提出される前に、使用料条例改正に向けての審議会等の会議は開かれているのか。開かれているのならば、どのような名前の会議で、いつ、何回開かれたのか、また参加者は誰か。

2点目です。

ちょっと高いなと思うものについて質問いたします。

学校開放です。体育館運動場をこれまでは午前、午後で200円ずつでした。それを500円、400円の1時間単位にしております。サッカーやバスケット等、クラブの負担になるんじゃないんでしょうか。そこはどういうふうにご考えておるんでしょうか。

3点目、学校運動場の照明です。1時間600円としておりますが、これまでは無料で利用させてきたんでしょうか、それともボランティアで何か出していたいたのか。今後1時間600円という形で取るということですので、これは妥当なのかどうかということ。

それから4点目、総合体育館のメインアリーナとサブアリーナの冷暖房のことです。

1時間単位で、メインアリーナが1時間1万円と、こういう設定をしております。これは妥当なんでしょうか。その根拠を教えてください。以上です。お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、今の4つの質問のうち、1番目については私、企画財政課長から、2番から4番までについては教育課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

1番の審議会につきましては、先ほどの手数料と同じく、審議会等は開催をしておりません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

すみません、少しお時間をいただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

それでは、暫時休憩いたしたいと思います。では、再開は11時40分といたします。

〔 休憩 11時37分 〕

〔 再開 11時40分 〕

○議長（鈴木浩二君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

答弁のほうをよろしいですか。

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

内田議員の2番目から4番目について答弁させていただきます。

2番目と3番目につきましては、町民会館グラウンドと同等の扱いとして金額を設定しておりますので、妥当な金額と考えております。

4番の冷房につきましては、これは新しく決まったものではなく、もともと金額が設定されておまして、冷房代金を基に金額を設定しておりますので、妥当と考えております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第60号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第60号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）についての

件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第60号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

284ページを御覧ください。284ページになります。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,659万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,276万2,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から説明いたします。

少し飛びまして、290ページを御覧ください。

3の歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費269万7,000円及び9目の電算管理費57万9,000円の財源更正でございます。これは勤怠管理システム導入に当たり、財源として県補助金を予定していましたが、県補助金の採択を得られなかったため、一般財源に財源を更正するものでございます。

次に、3目財政管理費は1億8,425万2,000円の増額補正でございます。このうち財政一般管理費は87万2,000円の増額補正でございます。これは、令和5年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業について、事業費の確定に伴い国庫返還金を計上するものでございます。

ふるさと納税事業費は1億8,338万円の増額補正でございます。これは、ふるさと納税の寄附額が当初予算の4億円を上回る見込みのため、寄附額増加に伴う委託料等の経費を計上するものでございます。

次に、6目検査管財費は48万6,000円の増額補正でございます。これは、現在建設中の師崎港観光センター出来形検査及び新立体駐車場完了検査の実施に当たり、専門機関に検査の補助業務を委託する費用を計上するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費は42万円の増額補正でございます。これは、介護事業所から介護職員初任者研修の受講者が想定よりも多く報告があり、

介護事業所への補助金の支払いの必要があるため、増額するものでございます。

次に、6目介護保険費は53万1,000円の増額補正でございます。これは、令和5年度低所得者保険料軽減負担金精算金に対する一般会計負担分を介護保険特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次のページ、291ページを御覧ください。

7目障害者福祉費は495万円の増額補正でございます。これは、現在の障害福祉サービスシステムに就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化、同一世帯における複数児童の上限額管理に伴うシステム改修を行うため、増額をするものでございます。

次に、2項児童福祉費、3目児童福祉施設整備費は27万5,000円の増額補正でございます。これは、かるも保育所昇降口ドアについて、部品の経年劣化による開閉不良が確認されたため、交換工事を行うものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費は616万1,000円の増額補正でございます。これは、平成29年度に作成した災害廃棄物処理計画の改定に係る委託料、フェリー運賃の料金改定に伴う離島ごみ運搬費及び日間賀島のエコステーションの砕石敷均し工事費を増額補正するものでございます。

2目し尿処理費は2,060万4,000円の増額補正でございます。これは、師崎港観光センター解体工事に伴い設置した仮設トイレのし尿を運搬処理するための委託料及び離島におけるし尿収集に係るフェリー運賃等を増額するものでございます。

次のページ、292ページを御覧ください。

7款1項商工費、5目師崎港観光センター周辺整備運営事業費は599万6,000円の増額補正でございます。そのうち11節役務費については572万円の増額補正で、師崎港観光センター仮設チケット売場に設置したトイレの基数を増加したことに伴い、浄化槽保守点検手数料を増額するものでございます。

12節委託料は175万6,000円の減額補正で、師崎港駐車場及び臨時駐車場等の安全確保のため交通誘導員を増員したことに伴い、事業運営業務委託料を増額するもの並びに臨時駐車場を開場する日数を調整したことに伴い、シャトルバス運行业務委託料を減額するものでございます。

13節使用料及び賃借料は203万2,000円の増額補正で、新立体駐車場を建設することに伴い、県への港湾施設占用料が発生するため増額するものでございます。

次に、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費は741万6,000円の増額補正でございます。老朽化した小桧緑地センターハウスの2階部分の防水工事及び駐車場ゲート設置を行うための増額補正でございます。

次に、6項住宅費、1目住宅管理費は147万2,000円の増額補正でございます。これは、木造住宅耐震診断業務委託料及び耐震改修費等補助金を増額するものでございます。

次に、最下段から次のページ、293ページ上段でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は403万1,000円の増額補正でございます。これは、旧大井小学校の利活用に当たり、用地測量業務及び登記調査測量業務委託料の増額補正をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、288ページを御覧ください。

2の歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は247万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました障害福祉サービスシステムの改修に伴う財源の補正でございます。

5目土木費国庫補助金は73万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました木造住宅耐震診断業務委託料及び耐震改修費等補助金の増額に伴う財源の補正でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は53万1,000円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました勤怠管理システム導入の補助金減額と日間賀島エコステーション整備に対する補助金の増額の差額を減額するものでございます。

2目民生費県補助金は31万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました介護職員の研修への補助金に対応するため、財源補正するものでございます。

6目土木費県補助金は36万8,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました木造住宅耐震診断業務委託料及び耐震改修費等補助金の増額に伴う財源の補正でございます。

次に、17款1項寄附金、1目一般寄附金は3億円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しましたふるさと納税の寄附増額見込額を補正するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は9,650万1,000円の減

額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものでございます。

4目師崎港観光センター周辺整備運営事業基金繰入金は507万円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しました師崎港観光センター周辺整備運営事業費に対応するための財源補正でございます。

次のページ、289ページを御覧ください。

2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金271万円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金131万3,000円、3目介護保険特別会計繰入金1,933万6,000円は特別会計の令和5年度決算の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は37万8,000円の増額補正でございます。これは、令和5年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の国・県精算による追加交付金でございます。

3目雑入は92万6,000円の増額補正でございます。これは、師崎港観光センター仮設チケット売場に設置したトイレの浄化槽保守点検手数料の一部を師崎港観光センター周辺整備運営事業の契約者に負担していただくため計上するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

〔 休憩 11時55分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで答弁の訂正の申出がありましたので、許可します。

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての内田議員の2つ目の御質問、学校開放施設の運動場使用料が高過ぎないか及び3つ目の照明施設使用料が新設されているかという御質問に対しまして、町民会館グラウンドと同等と答弁させていただきましたが、正しくは3つ目の照明につきましては、町運動公園のテニスコートと同等として金額を設定しておりました。訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

---

日程第18 議案第61号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第61号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第61号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

294ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,407万3,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたします。

少し飛びまして、297ページを御覧ください。

中段の3. 歳出でございまして。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は136万2,000円の増額補正でございます。これは、令和6年12月2日に従来の保険証が廃止となるため、代わりとなる資格確認書を発行するための印刷製本費及びシステム改修に係る経費を増額するものでございます。

次に、7 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は271万1,000円の増額補正でございます。これは、令和5年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務負担対象分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入でございます。

5 款1 項繰越金、1 目その他繰越金は288万5,000円の増額補正でございます。これは、前年度の繰越金で、歳出補正予算の財源とするものでございます。

次に、7 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は118万8,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしましたシステム改修に係る経費の財源となるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

号)

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第62号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第62号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

298ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,295万5,000円とするものがございます。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から御説明いたします。

少し飛びまして、301ページを御覧ください。

2つ目の段、3. 歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は514万3,000円の増額補正でございます。これは、令和5年度に賦課した後期高齢者医療保険料について、令和6年3月31日までに収納した後期高齢者医療保険料のうちの保留分及び令和6年4月1日から5月31日までに収納した後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するものがございます。

次に、3款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金は131万3,000円の増額補正でございます。これは、令和5年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものがございます。

次に、4款1項1目予備費は1,000円の減額補正でございます。これは、歳出予算の調整のため減額するものがございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの一番上を御覧ください。

2. 歳入でございます。

3款1項1目繰越金は645万5,000円の増額補正でございます。これは、前年度の繰越

金で、歳出で御説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第20 議案第63号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第20、議案第63号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（相川和英君）**

それでは、議案第63号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

302ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,179万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,779万1,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から御説明いたします。

305ページを御覧ください。

中段になります。

3. 歳出でございます。

5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は2,197万円の増額補正であります。これは、令和5年度介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は5,048万4,000円の増額補正であります。これは、令和5年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次に、2項繰入金、1目一般会計繰入金は1,933万7,000円の増額補正であります。これは、令和5年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目介護保険料軽減分繰入金は53万1,000円の増額補正であります。これは、令和5年度の介護保険低所得者保険料軽減負担金の精算による追加交付であります。

次に、7款1項1目繰越金は、令和5年度介護保険特別会計の決算剰余金9,126万円を計上したものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第64号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第21、議案第64号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第64号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

306ページを御覧ください。

収益的収入の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入として、第1款漁業集落排水事業収益に80万円を追加し、その総額を1億4,265万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書中、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,775万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,727万円」に改めるものであります。

また、収入として、第1款資本的収入に880万円を追加し、その総額を5,308万1,000円とするものであります。

次に、支出として、第1款資本的支出に880万円を追加し、その総額を7,094万3,000円とするものであります。

次に、企業債の第4条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

次の307ページを御覧ください。

予算第6条に定めた2,190万円に880万円を追加し、その限度額を3,070万円に増額補正するものであります。

次に、309ページから315ページを御覧ください。

今回の補正に伴う実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、注記を記載してあります。説明は省略させていただきます。

次に、317ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の収入として、第1款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益、第5目消費税及び地方消費税還付金に80万円を追加する補正であります。

次に、319ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入として、第1款資本的収入、第3項企業債、第1目企業債に880万円を追加する補正であります。

次に、支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管路設備新設改良費に880万円を追加する補正であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第22、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第3号につきましては、お手元の請願文書表のとおり

であります。

本件については、会議規則第91条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第23 請願第4号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第23、請願第4号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第4号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

〔 散会 13時18分 〕

